



ETAS Software Support Program

ソフトウェアサポートプログラム (SSP) について

イータス株式会社 営業部
2020年11月6日 作成
2022年1月31日 変更
2026年2月6日 変更



著作権について

本書のデータを ETAS GmbH からの通知なしに変更しないでください。ETAS GmbH は、本書に関してこれ以外の一切の責任を負いかねます。本書に記載されているソフトウェアは「技術サービス、サポートサービスおよびソフトウェア保守の提供に関する一般取引条件」(www.etas.com/GTC-ETASKK) に基づいて提供されます。ご利用および複製はその契約に明記されている場合に限り認められます。

本書のいかなる部分も、ETAS GmbH からの書面による許可を得ずに、複製、転載、転送、検索システムに格納、あるいは他言語に翻訳することは禁じられています。

© **Copyright 2026** ETAS GmbH, Stuttgart

本書で使用する製品名および名称は、各社の（登録）商標あるいはブランドです。

目次

ソフトウェアサポートプログラム (SSP) について	4
SSP の内容	4
SSP 対象期間	4
保守契約の解約及び再締結	5
SSP に関するお問い合わせについて	6
お問い合わせ先	6

ソフトウェアサポートプログラム (SSP) について

本書ではイータスのソフトウェアサポートプログラム（以後 **SSP** といいます）について説明します。

SSP とは、イータスより使用許諾されたソフトウェアについてソフトウェア保守契約を締結した場合に提供されるサポートおよびサービスをさします。

SSP は、「技術サービス、サポートサービスおよびソフトウェア保守の提供に関する一般取引条件」 (www.etas.com/GTC-ETASKK) に基づいて提供されます。

サブスクリプション（期間限定）ソフトウェアについては、本書の内容は適用されません。

SSP の内容

欠陥の修正及び継続的な開発

イータスは、ソフトウェア製品の改訂版をお客様に無償で提供します。

この改訂版は、機能的改良に起因する修正（アップグレード版）を含みます。

ホットラインサポート

イータスは、下記のサービスを提供するためのホットラインを設置しています。ホットラインは電話、または **E-mail** により弊社営業時間内に受け付けます。

- 製品のインストールや使用方法に関するサポート
- 製品の欠陥の修正に関するサポート

ライセンス&ダウンロードポータルへのアクセス

お客様はライセンス&ダウンロードポータルにアクセスすることにより、下記の操作を実施することができます。

- ライセンスキーのダウンロード
- リホスト（マシン変更）
- ソフトウェアのダウンロード（ダウンロード対象製品のみ）

ただし、リホストは **6** か月に **1** 度に限られます。

SSP 対象期間

締結方法

別段の合意がない限り、ソフトウェアの保守期間は、ソフトウェアの納入・提供日から **1** 年間とします。

既存ソフトウェアと期間を揃える場合にのみ、**12** ヶ月未満での締結が可能です。

その後も **1** 年毎に対象ソフトウェアに対する保守契約を遅滞なく更新していただきます。

プログラム対象期間

プログラム開始日は原則として **1** 月 **1** 日、**4** 月 **1** 日、**7** 月 **1** 日、**10** 月 **1** 日となり、ソフトウェア出荷日以降直近の上記日付を **SSP** の開始日とします。ソフトウェア出荷日から **SSP** 開始日までの期間も無償にてサポートサービスを提供いたします。

保守契約の解約及び再締結

保守契約の解約による影響

保守契約を解約した場合の注意点

- 保守契約中にライセンスキーを発行済みのソフトウェアは引き続きご利用いただけます。
- ホットラインサポートの対応はいたしません。
- 欠陥の修正及びアップグレードの御案内はいたしません。
- バージョンアップはできません。
- 旧バージョンのソフトウェアでは、最新のマイコン及び、最新のハードウェア、後継機に対応できない場合がございます。
- 弊社ライセンス&ダウンロードポータルへのアクセスはできません。
- リホスト（ライセンスキーの再発行、**License Manager**を介してのデバイス変更）はできません。
- ご購入後、一度もライセンスキーの有効化をされていないお客様は、ライセンスキーの発行ができなくなりますので、必ず保守期間終了前にライセンスキーのアクティベーション、及びソフトウェアのインストールを済ませておいてください。

保守契約の継続ポリシーの変更

従来イータスではお客様に使用許諾したすべてのソフトウェアにつき保守契約の更新をお願いしておりましたが、**2020年11月**より本ポリシー（オールオアナッシングポリシー）の適用を中止します。

購入時の本数に関わらず、**1ライセンス単位**で保守契約の解約が可能です。

解約時のお手続きの変更

今まで解約時には「保守中止申請」への署名をお願いし、書類の受領後に当該ソフトウェアのステータスを「解約（Inactive）」状態としていましたが、**2020年11月**をもって本手続きを終了します。

保守期間満了後、自動的に当該ソフトウェアのステータスを「解約（Inactive）」状態とします。

保守契約の再締結

SSPの解約後、後日お客様が当該ソフトウェア製品につき**SSP**を希望するときは、再度ソフトウェア保守契約を締結することができます。

再締結時には空白期間（直近の保守満了時から現在までの期間）、且つ将来の保守契約を締結していただきます。価格は、現在有効な保守契約の定価となります。定価は予告なしに変更する場合があります。

さらに、遡り手数料として、遡りを希望する時点で有効なライセンス料金の**1.5%**に、遅延した月数を掛けた金額を申し受ける場合があります。

例) 空白期間 **12ヶ月**のソフトウェアの遡りの場合

遡り期間の **SSP** 料金 +

今後 **12** か月分の **SSP** 料金 +

遡り手数料（ライセンス料金の **1.5%**） x **12**

SSP に関するお問い合わせについて

SSP に関するご質問は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

ETAS K.K. 本社

〒 220-6217

神奈川県横浜市西区

みなとみらい 2-3-5

クイーンズタワー C 17F

Phone: (045) 222-0900

Fax: (045) 222-0956

E-mail: sales.jp@etas.com

WWW: www.etas.com